

障害者虐待の防止について

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

令和7年3月
青森市障がい者虐待防止センター

1

青森市障がい者虐待防止センターから、障害者虐待の防止について説明いたします。

みんなで防ごう 障害者虐待



家族や施設職員から虐待を受けた障害がある人 過去最多に 昨年度

2024年12月25日 18時09分

昨年度、家族や障害者福祉施設の職員から虐待を受けた障害がある人は4641人で過去最多となりました。

厚生労働省によりますと、昨年度、全国の自治体で受け付けた障害がある人への虐待件数は

▲ NHK NEWS WEB より

【参考資料2-2】

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件（36.9%）増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件（24.9%）増加。
- ・令和5年度の被害者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人（74.3%）増加。

障害者福祉施設従事者等	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,805	2,781	2,885	3,228	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	85	293	311	339	401	484	592	547	632	689	956	1,194
被害者数(人)	176	455	525	569	672	686	777	734	890	956	1,352	2,356

※被害者数が被害者で重複してカウントした事例は除く



※平成24年度は下半期のみデータ

▲ 厚生労働省HP

令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）について公表します

(3)【参考資料2】障害者虐待対応状況調査 経年グラフ

はじめに、障害者虐待に関する報道発表を紹介します。

令和6年12月25日に、厚生労働省は、令和5年度都道府県、市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）を発表しました。

障がいのあるかたが、家族や施設職員から虐待を受けた件数は、令和5年度は3,477件で、過去最多でした。うち、障害者福祉施設職員などからの虐待件数は、1,194件で、令和4年度から24.9%増となっています。

厚生労働省は、増加の要因について、虐待防止の職員研修が2022年から義務付けられるなど通報意識が高まったこと、サービス提供事業所数、利用者数の増加、また、グループホーム運営大手の株式会社恵が食材費を過大徴収した問題を、自治体が経済的虐待と認定したことを挙げています。

目次

- 1 サービス等報酬関係
(虐待関係での減算について)
- 2 障害者虐待とは
- 3 身体拘束について
- 4 虐待が疑われる事案があった場合
- 5 虐待を防止するための取組について
- 6 障害者虐待の動向

本資料では、虐待での減算について、障害者虐待とは何か、身体拘束について、虐待が疑われる事案があった場合、虐待を防止するための取組、障害者虐待の動向について説明いたします。

すでに、各事業所において虐待防止研修等で周知を図っていると思いますが、改めてご確認ください。

1 サービス等報酬関係 (虐待関係での減算について)

- (1) 障がい者虐待防止の推進
- (2) 身体拘束等の適正化の推進
- (3) その他

4

はじめに、障害福祉サービス等報酬の虐待防止に係る減算についてです。
令和6年4月の報酬改定の際に示された内容について再度ご確認ください。

1（1）障がい者虐待防止の推進

虐待防止措置未実施減算 【関係するサービス】全サービス

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の **1 %**を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催する（1年に1回以上）とともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること
- ③ 上記措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を置くこと

虐待防止委員会の役割

- ・ 虐待防止のための計画づくり
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。

5

施設や事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、国が示す障害者虐待防止措置が行われていない障害福祉サービス事業所等については、所定単位数から1 %を減算する虐待防止未実施減算が適用されることとなりました。

具体的には、一つ目に、虐待防止委員会を1年に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること、二つ目に、従業者に対し、虐待防止のための研修を1年に1回以上実施すること。三つ目に、虐待防止委員会の開催及び虐待防止のための研修の実施を適切に実施するための担当者を置くこととされています。

この三つのうち、一つでも実施していない場合は、減算対象となりますのでご注意ください。

1（１）障がい者虐待防止の推進

虐待防止措置未実施減算 【関係するサービス】全サービス

基準を満たしていない場合

- ・ 速やかに改善計画を都道府県知事等※に提出した後、運営基準を満たしていない状況が確認された月から３月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告
- ・ 運営基準を満たしていない状況が確認された月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算

※ 都道府県知事等 = 「中核市」

6

虐待防止措置未実施減算となった場合は、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、運営基準を満たしていない状況が確認された月から３か月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告していただくことになります。

なお、都道府県知事等については、中核市に読み替えとなりますので、青森市の指定を受けている事業所については、青森市役所障がい者支援課に改善計画の提出及び改善状況の報告をしてください。

減算の期間については、運営基準を満たしていない状況が確認された月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することになります。

1（2）身体拘束等の適正化の推進

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の 人員、設備運営に関する基準

（身体拘束等の禁止）

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7

次に身体拘束等の適正化についてです。

身体拘束は原則禁止です。身体拘束については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備運営に関する基準の第48条に規定されています。

1（2）身体拘束等の適正化の推進

身体拘束廃止未実施減算 【関係するサービス】全サービス

計画相談支援、障害児相談支援、
地域相談支援、自立生活援助、
就労定着支援を除く

次のいずれかに該当する場合には減算の対象となる。

- ① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合

8

身体拘束等の適正化を推進するため、令和6年4月から、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されました。

減算の対象となる場合は、一つ目に身体拘束等に係る記録が行われていない場合、二つ目に身体拘束適正化検討委員会を1年に1回以上開催していない場合、三つ目に、身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合、四つ目に、身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合です。

これらのうち一つでも実施していない場合は減算対象となりますのでご注意ください。

1（2）身体拘束等の適正化の推進

身体拘束廃止未実施減算

【関係するサービス】全サービス

計画相談支援、障害児相談支援、
地域相談支援、自立生活援助、
就労定着支援を除く

（施設・居住系
サービス）
基準を満たして
いない場合

障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支
援施設が行う各種サービスを含む）、療養介護、障害
児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

所定単位数の
10%を減算

（訪問・通所系
サービス）
基準を満たして
いない場合

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重
度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立
訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就
労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、
児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型
児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施
設が行う各サービスを除く）

所定単位数の
1%を減算

減算額については、施設・居住系サービスの場合は、所定単位数の10%を減算、
訪問、通所系のサービスの場合は所定単位数の1%が減算となります。

1（2）身体拘束等の適正化の推進

身体拘束廃止未実施減算 【関係するサービス】全サービス

計画相談支援、障害児相談支援、
地域相談支援、自立生活援助、
就労定着支援を除く

基準を満たしていない場合

- ・ 速やかに改善計画を都道府県知事等※に提出した後、運営基準を満たしていない状況が確認された月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告
- ・ 運営基準を満たしていない状況が確認された月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算

※ 都道府県知事等 = 「中核市」

10

減算の期間等については、障害者虐待防止措置未実施減算と同様です。

1（3）その他

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

11

その他として、同性介助について、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨が、障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記されています。

2 障害者虐待とは

- (1) 障害者虐待とは
- (2) 障害者とは
- (3) 障害者虐待の類型

12

続いて、障害者虐待について説明いたします。

2（1）障害者虐待とは

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という）では、次の3つに分類しています。

- ・ **養護者**による障害者虐待
- ・ **障害者福祉施設従事者等**による障害者虐待
- ・ **使用者**による障害者虐待

13

「障害者虐待防止法」では、障害者虐待を、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の3つに分類しています。

2（１）障害者虐待とは

- ・ **養護者**による障害者虐待
- ・ **障害者福祉施設従事者等**による障害者虐待
- ・ **使用者**による障害者虐待

「養護者」とは

障害者を現に養護するものであって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

- ▶ 障がい者の身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人等
- ▶ 同居していなくとも、現に身の世話をしている親族、知人等が養護者に該当する場合がある

※ 18歳未満の障がい児に対する養護者による虐待の通報や通報に対する虐待対応については、「児童虐待防止法」が適用される。

14

障害者虐待防止法において、養護者とは、「障害者を現に養護するものであって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう」としています。

具体的には、障害者の身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人等が該当となり、同居していなくとも、現に身の世話をしている親族、知人等が養護者に該当する場合があります。

なお、18歳未満の障がい児に対する養護者による虐待の通報や、通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

2（１）障害者虐待とは

- ・ **養護者**による障害者虐待
- ・ **障害者福祉施設従事者等**による障害者虐待
- ・ **使用者**による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは

障害者福祉施設

（障害者支援施設、のぞみの園）

障害福祉サービス事業等

障害福祉サービス事業、
一般相談支援事業、特定相談支援事業、
移動支援事業、
地域活動支援センターを運営する事業、
福祉ホームを運営する事業、
障害児相談支援事業、
障害児通所支援事業

左記に係る業務に従事する者
（詳細は障害者虐待防止法
第二条第4項）

15

障害者福祉施設従事者等とは、障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者とされています。

対象となる施設や事業の例を挙げておりますが、虐待が疑われる場合は、まず、障がい者虐待防止センターへご相談ください。

また、障害者虐待防止法の適用とならない場合には、他の相談機関をご案内いたします。

2（１）障害者虐待とは

- ・ 養護者による障害者虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ・ **使用者**による障害者虐待

「使用者」とは

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

※ 使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満、65歳以上であっても）「障害者虐待防止法」が適用される。

16

障害者虐待防止法において、「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず、18歳未満、65歳以上であっても、障害者虐待防止法が適用されます。

2（2）障害者とは

障害者虐待防止法において、「障害者」とは、障害者基本法第二条第1号に規定する障害者をいう。

障害者基本法

第二条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害（以下「障害」と総称する。）及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。



障害者手帳を取得していない方も含む

18歳未満のかたも含む

17

障害者虐待防止法にいう障害者は、どういったかたを指すのか確認しておきたいと思います。

障害者虐待防止法において、障害者とは、障害者基本法第二条第1号に規定する障害者を指します。

障害者基本法第二条第1号の条文には、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

手帳の有無については言及されていないので、障害者虐待防止法では、手帳がないかたも、法に該当するような状態であれば障害者ということになります。

2（3）障害者虐待の類型

次の5つに分類されます。

身体的虐待	●暴力行為 ●本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 ●正当な理由のない身体拘束
性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要
心理的虐待	●威嚇的な発言、態度 ●侮辱的な発言、態度 ●障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 ●障害者の意欲や自立心を低下させる行為 ●交換条件の提示 ●心理的に障害者を不当に孤立させる行為 ●その他著しい心理的外傷を与える行為
放棄・放置 (ネグレクト)	●必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ●障害者の状態に応じた診療を怠ったり、医学診断を無視した行為 ●必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 ●障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 ●その他職務上の義務を著しく怠ること
経済的虐待	本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

18

次に、虐待の類型について説明いたします。

障害者虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待の5つに分かれますので、一つずつ確認していきます。

2（3）障害者虐待の類型

身体的虐待

刑法第199条（殺人罪）、第204条（傷害罪）、
第208条（暴行罪）、第220条（逮捕監禁罪）の対象になる場合があります。

① 暴力行為

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

- ・医学診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れさせて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など

③ 正当な理由のない身体拘束

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するためにつなぎ服を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

19

一つ目は身体的虐待についてです。

身体的虐待には、暴力行為、本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為、正当な理由のない身体拘束が該当し、刑法の殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪の対象になる場合があります。

具体的な行為については、スライドの内容をご確認ください。身体拘束については、この後改めて説明いたします。

2（3）障害者虐待の類型

性的虐待

刑法第176条（不同意わいせつ罪）、第177条（不同意性交等罪）の対象になる場合があります。

あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・キス、性器等への接触、性交
- ・性行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。 など

20

二つ目は、性的虐待についてです。

あらゆる形態の性的な行為又はその強要が性的虐待に該当し、刑法の不同意わいせつ罪、不同意性交等罪の対象になる場合があります。

具体的な行為については、スライドの内容をご確認ください。

2（3）障害者虐待の類型

心理的虐待

刑法第222条（脅迫罪）、第223条（強要罪）、第230条（名誉棄損罪）、第231条（侮辱）の対象になる場合があります。

- ① 威嚇的な発言、態度 ② 侮辱的な発言、態度
- ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度
 - ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など
- ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 など
- ⑤ 交換条件の提示
- ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為
 - ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 など
- ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動
 - ・車いすの移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。
 - ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

21

三つ目は、心理的虐待についてです。

心理的虐待には、威嚇的な発言・態度、侮辱的な発言・態度、障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言・態度、障害者の意欲や自立心を低下させる行為、交換条件の提示、心理的に障害者を不当に孤立させる行為、その他著しい心理的外傷を与える言動が該当し、刑法の脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱の対象になる場合があります。

具体的な行為については、スライドの内容をご確認ください。

2（3）障害者虐待の類型

放棄・放置

刑法第218条（保護責任者遺棄罪）の対象になる場合があります。

- ① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 など
- ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学診断を無視した行為
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為
 - ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要ながね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など
- ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置
 - ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手当をしていない。
 - ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

22

四つ目は、放棄・放置についてです。

必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為、障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学診断を無視した行為、必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為、障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置、その他職務上の義務を著しく怠ることを指し、刑法の保護責任者遺棄罪の対象になる場合があります。

具体的な行為については、スライドの内容をご確認ください。

2（3）障害者虐待の類型

経済的虐待

刑法第235条（窃盗罪）、第246条（詐欺罪）、
第249条（恐喝罪）、第252条（横領罪）の対象になる場合があります。

本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。
- ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

23

五つ目は、経済的虐待についてです。

経済的虐待は、本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限するものです。表面上、同意したとしても本心かどうかを見極める必要があります。経済的虐待は、刑法の窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪の対象になる場合があります。

具体的な行為としてはスライドをご確認ください。

3 身体拘束について

- (1) 身体拘束とは
- (2) やむを得ず身体拘束を行うとき

24

次に、身体拘束について説明いたします。

3（１）身体拘束とは

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は、身体的虐待とされる。

やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。

身体拘束に該当すると考えられる行為

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。（※）
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（※）肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、リハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせない。この姿勢保持に対する工夫として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援には必要なものであり、身体拘束にあたらないといえる。

25

正当な理由なく障害者の身体を拘束することは、身体的虐待とされます。

やむを得ず身体拘束をする場合であっても、必要性を慎重に判断するとともに、身体拘束をする範囲を最小限にしなければなりません。適切な手順を踏むことはもちろんですが、身体拘束解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。身体拘束に該当すると考えられる行為をスライドに載せていますので、ご確認ください。

3（１）身体拘束とは

体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトは虐待にあたるかもしれないので、本人が車いすからの転落する危険があるが、ベルトは使用しない方がよいか。⇒ **×** よくない。

体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトは虐待にあたるかもしれないので、車椅子は使用せず、ベッドに寝かせたままにしているのが適切だ。⇒ **×** 適切ではない。

障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではない。

ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や理由を明確にし、本人並びに家族の意見を定期的に確認し、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要。

26

障害者の身体状況に合わせて、変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。

例えば、車いすで座位を取れる利用者ではあるけれど、体幹の筋力が弱く、支えがないと転落する危険が高かたには、体幹のベルトは必要です。

必要があって使用しているベルトやテーブルであっても、その状態で漫然と長時間放置することは、身体拘束に該当する場合がありますので、医師や理学療法など、専門職の意見も踏まえて、どういった時に使用するのかを明確にする必要があります。また、本人・家族の意見も定期的に確認し、併せて個別支援計画に記載する必要があります。

3（２）やむを得ず身体拘束を行うとき

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行うこと。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

27

身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性といった要件を全て満たしている必要があります。

その判断は組織で慎重に行う必要があります。

3（2）やむを得ず身体拘束を行うとき

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する。
個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

② 本人・家族への十分な説明

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記入。

28

身体拘束を行う際の手続きについてです。

身体拘束を行うかどうかの決定は、個別支援会議等で、組織として慎重に検討して決定します。

個別支援計画には、どのような拘束をするのか、拘束する時間、こういった理由かを記載します。

本人や家族に身体拘束の必要性や、こういった場面で身体拘束を行うのか、また、こういった支援を行い、身体拘束を解消させていくか等十分に説明を行い、了解してもらいます。

実際に、身体拘束を行った場合は、緊急やむを得ない理由や行った時間、身体拘束中の状況等について記録に残します。

4 虐待が疑われる事案があった場合

- (1) 通報義務
- (2) 市町村・都道府県による事実確認
- (3) 虐待を受けた障害者や家族への対応
- (4) 原因の分析と再発の防止

29

では、虐待が疑われる事案があった場合どのように対応するのか見ていきます。

4（１）通報義務

自分の働く施設で虐待を発見してしまった…

管理者に言うべきか…

通報することで私の立場は…

あの職員に恨まれるかな…



市虐待防止センターに電話すべきか…

施設のイメージダウンになるかな…

利用者を守らなければ！

障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる

障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。



30

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに、市町村に通報する義務があります。

職場の虐待防止マニュアルに沿って、行動することも必要です。直属の上司や管理責任者に報告し、通報してもらうことになっていても、上司や責任者が通報しなかった場合は、うやむやにせず、自ら通報してください。

障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて、職員から相談を受け、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も市町村に通報する義務が生じます。

青森市障がい者虐待防止センター

障がいのあるかたに対する虐待に関する相談・通報・届出の受付

電話 017-722-3260
24時間対応

場所 青森市新町1丁目3番7号
(障がい者支援課内)

※閉庁時は電話でご一報ください。

31

青森市障がい者虐待防止センターでは、毎日、24時間、障がいのあるかたに対する虐待についての相談・通報・届出を受付けています。

障がい者虐待防止センターは障がい者支援課内にあります。平日の開庁時間であれば、障がい者支援課でご相談いただけますが、閉庁時間、閉庁日のご相談はまずは電話でご連絡ください。

4（1）通報義務

通報者の保護

障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。



なんで通報なんでしたの！



話してくれてありがとう。あなたの不利益になることはないですから。



32

障害者福祉施設等の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報する場合、通報した職員は、障害者虐待防止法で保護されます。

施設の設置者・管理者等は障害者虐待防止法の趣旨を認識するとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをすることがないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について理解を深める必要があります。

4（２）市町村・都道府県による事実確認

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出があったときは、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法や社会福祉法等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなる。

調査にあたってのお願い

- ・聞き取りを受ける障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となるため、適切な場所の提供をお願いします。
- ・勤務表や個別支援計画、介護記録等の提出を求める場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

虚偽の答弁をしたり、検査を妨害した場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消し等や30万円以下の罰金を処することができるとされている。

33

市町村に虐待の通報・届出をすると、市町村及び都道府県が事実を確認するために、利用者やご家族、障害者福祉施設等関係者から聞き取りや調査をさせていただきます。

そこで、調査にあたってお願いがあります。

調査は、施設内で聞き取りをさせていただく場合が多いです。お忙しい中、大変恐縮ですが、秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となりますので、聞き取りに適切な場所のご提供をお願いいたします。

また、勤務表や個別支援計画、介護記録等を確認させていただく場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

4（3）虐待を受けた障害者や家族への対応

- ・ **安全の確保**

虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にする。

- ・ **安心できる環境づくり**

虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務し続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態を起こさないよう環境づくりに努めること。

- ・ **説明・謝罪等による誠意ある対応**

- ・ **家族会への説明**

虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い、信頼の回復に努める必要がある。

34

虐待があった場合の施設の対応ですが、まずは、虐待を受けた利用者の安全を最優先させます。虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態とならないよう、利用者が安心できる環境とする必要があります。

また、事実確認を行った上で、虐待を受けた障害者や家族に対して、謝罪を含めて誠意ある対応を行います。

虐待事案の内容によっては、法人の役員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い、信頼回復に努める必要があります。

4（４）原因の分析と再発の防止

令和6年12月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

「令和5年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」P26 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等より

（５）虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア．虐待の発生要因（複数回答）（表58）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が65.4%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が55.6%、「倫理観や理念の欠如」が54.6%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も3割弱となっている。

表58 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	750	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	638	55.6%
倫理観や理念の欠如	626	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	309	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	313	27.3%

（注）構成割合は、虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件に対するもの。

35

厚生労働省の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書では、虐待の発生要因を、スライドにある表58の5つに分類しています。

これによると、「教育・知識・介護技術に関する問題」が最も多く、次に「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっています。

虐待を行った職員には、虐待を起こした背景について聞き取り、原因を分析します。小さな不適切な対応が積み重なった結果、虐待につながってしまうケースも考えられるため、経過の把握も必要です。

虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに、行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた取組を行います。

4（４）原因の分析と再発の防止

令和6年12月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

「令和5年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」P26 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等より

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 59）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が72.9%、「虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知」割合が60.7%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が57.6%、「通報義務の履行」割合が49.8%であった。

表 59 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	688	57.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	870	72.9%
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	725	60.7%
通報義務の履行	595	49.8%

（注）構成割合は、虐待判断事例件数1,194件に対するもの。

厚生労働省の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書では、虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」が最も多く、次いで「虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知」という結果でした。

人権意識、知識や技術向上のための研修例

① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識をたかめるための研修

(例) ・基本的な職業倫理 ・倫理綱領、行動指針、掲示物の周知 ・障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解 ・障害当事者や家族の思いを聞くための講演会 ・過去の虐待事件の事例を知る 等

② 職員のメンタルヘルスのための研修

③ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

(例) ・障害や精神的な疾患等の正しい理解 ・行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法 ・自閉症の支援手法 ・身体拘束、行動制限の廃止 ・服薬調整 ・他の障害者福祉施設等の見学や経験交流 等

④ 事例検討

(例) ・障害者のニーズを汲み取るための視点の保持 ・個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得 ・個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担 等

⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

- ・ 職員一人ひとりの研修ニーズを把握しながら、また、職員の業務の遂行状況を確認しながら研修計画を作成すること
- ・ 職場内研修と職場外研修の適切な組み合わせにより実施すること
- ・ 年間研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に行うこと

37

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」では、まず、「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」を使って、法人の全職員が職場単位等で必ず読み合わせを行い、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得るようにと記載されています。

次に、人権意識や専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があるとしています。研修例と留意点をスライドに挙げましたので参考にいただければと思います。

障害者虐待防止法の理解と対応



施設内職員等

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正権職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。






▲ 障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応
（厚生労働省HPからダウンロードできます）



先ほど、「法人の全職員にお読みいただきたい」とお伝えした、「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」です。厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

5 虐待を防止するための取組について

39

虐待を防止するための取組についてです。

(1) 日常的な支援場面等の把握

① 管理者による現場の把握

日頃から、利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとコミュニケーションを深め、日々の取組の様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切か等常に注意を払う必要がある。

② 性的虐待防止の取組

- ・職員教育においては利用者の人権を尊重することや倫理規範を遵守することを徹底。
- ・利用者に向けて「何が虐待に当たるのか」や、不快なことがあれば声を上げることができることなど、教育的アプローチを行う。

③ 経済的虐待防止の取組

- ・預金通帳と印鑑を別々に保管することや、適切な管理が行われていることを複数人で常に確認できる体制で出納事務を行うこと、利用者との保管依頼書、個人出納台帳等必要な書類を揃えること、利用者から預かっている財産を抜き打ち検査を行うこと等
- ・家族が利用者と無関係な目的で使い込んでしまうようなケースでは、成年後見制度の活用等の支援

40

日常的な支援場面等の把握というところでは、障害者虐待を防止するためには、管理者が現場に直接足を運び、支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが重要です。

性的虐待や経済的虐待についても、日常的な支援で不適切な対応が行われないよう、取組例を挙げておりますのでご確認ください。

(2) 風通しのよい職場づくり

- ・支援に当たっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制に。
- ・職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ること。

職場でのストレスを把握するために、「職業性ストレス簡易調査票」等を活用することが考えられる。
厚生労働省のホームページで設問にチェックすると回答への評価が表示されるコンテンツが使用できる。



(3) 虐待防止のための具体的な環境整備

- ① 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
- ② 苦情解決制度の利用
- ③ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ④ ボランティアや実習生の受入と地域との交流
- ⑤ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

41

他には、風通しのよい職場づくり、虐待防止のための具体的な環境整備に挙げていることが虐待防止の取組の例として考えられます。

職員のメンタルヘルスの向上を図るために、職場でのストレスを把握する必要があると思いますが、厚生労働省ホームページでは、「職業性ストレス簡易調査票」の設問にチェックすると回答の評価が表示されるコンテンツがありますので、ご活用ください。

6 障害者虐待の動向

42

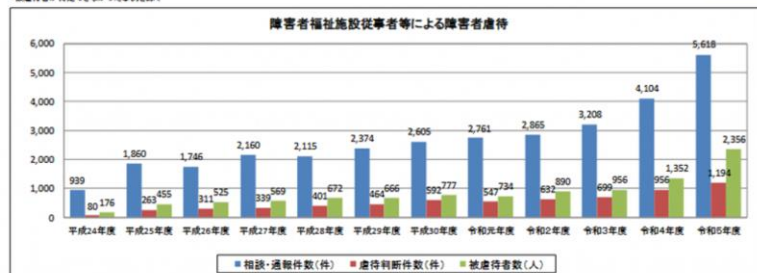
最後に、障害者虐待の動向です。

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*虐待被害が特定できなかった事例を除く



冒頭でもお伝えしましたが、障害者虐待件数は令和5年度過去最多となりました。スライドは、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の経年グラフです。スライドにはありませんが、養護者による虐待件数も過去最多となっています。

令和6年12月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
「令和5年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」P23

(2) 虐待行為の種類と生命・身体・生活への影響の程度

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表47）

虐待行為の種類（複数回答）は、「身体的虐待」が51.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が48.0%、「性的虐待」が11.0%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは92件であった。

表47 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	620	131	573	82	97	1,503
構成割合	51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,194件に対するもの。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待では、身体的虐待が最も多く、次いで、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放棄・放置の順でした。



こちらをご参照ください。

通報等への対応状況（青森市）

※就労継続支援A型の虐待については、「使用者による虐待」に計上
（障害者福祉施設従事者等による虐待には計上していない）

	R3年度		R4年度		R5年度	
	通報等受付 件数	（うち虐待 件数）	通報等受付 件数	（うち虐待 件数）	通報等受付 件数	（うち虐待 件数）
養護者による虐待	17	5	18	1	26	4
障害者福祉施設従事者等 による虐待	9	4	21	4	17	7
使用者による虐待	0	0	0	0	6	2
その他の者による虐待	1	0	0	0	1	0
合計	27	9	39	5	50	13

46

青森市でも通報等は令和5年度は最多件数でした。50件のうち障害者福祉施設従事者等による虐待についての通報等は17件でした。

※類型が重複している場合はそれぞれに計上

虐待の類型	R3年度	R4年度	R5年度
身体的虐待	5	2	7
性的虐待	1	1	1
心理的虐待	4	2	6
放棄・放置	0	0	0
経済的虐待	0	0	2

※重複障がいの場合はそれぞれに計上

障がいの種別	R3年度	R4年度	R5年度
身体障がい	4	0	2
知的障がい	5	2	8
精神障がい	0	3	4
発達障がい	3	0	1
その他心身機能の障がい	0	0	0

47

虐待の類型は、身体的虐待、心理的虐待が多い傾向でした。
被虐待者の障がい種別は、知的障がい、精神障がいのかたが多いです。

参考資料

1 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

令和6年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課

2 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」

令和6年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課

3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

6 社会保障審議会障害者部会（第145回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第10回） 資料7 障害者虐待事例への対応状況調査結果等について

障害者虐待防止の説明は以上となりますが、今回の資料に加え、参考資料としてスライドに載せております「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等をご確認いただきながら、障害者支援に関する関心を更に深め、障害のあるかたが安心して生活できるよう取り組んでいただければと思います。